

I 利用に当たって

1 「平成 28 年経済センサス-活動調査」の概要

(1) 調査の目的

経済センサス-活動調査（以下「活動調査」という。）は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理事項を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。

なお、商業統計調査は、商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とした調査である。

(2) 調査の根拠

活動調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、経済センサス活動調査規則（平成 23 年 6 月 17 日総務省・経済産業省令第 1 号）により実施される。

なお、商業統計調査は、統計法に基づく「基幹統計調査」であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）により実施される。

(3) 調査の期日

平成 28 年 6 月 1 日

(4) 調査の範囲

活動調査は、全国の日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所・企業を除く国内全ての事業所・企業について行った。

- ① 国及び地方公共団体の事業所
- ② 大分類 A－「農業、林業」に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類 B－「漁業」に属する個人経営の事業所
- ④ 大分類 N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類 792－「家事サービス業」に属する事業所
- ⑤ 大分類 R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類 96－「外国公務」に属する事業所

(5) 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる 1 区画の場所を 1 事業所とし、これを調査の単位とした。単一の経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1 区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに 1 事業所とした。

(6) 調査事項

調査事項は、巻末（付録）のとおりである。

(7) 調査の方法

調査は調査員による調査（以下「調査員調査」という。）と総務省、経済産業省、都道府県及び市区による調査（以下「直轄調査」という。）の2種類から成る。

① 調査員調査

単独事業所及び新設事業所（ただし、②における特定の単独事業所及び新設事業所を除く。）については、調査票の配布は調査員が行い、収集はオンライン又は調査員による回収により行った。

・総務省及び経済産業省 — 都道府県 — 市区町村 — 統計調査員 — 調査事業所

② 直轄調査

複数事業所を有する企業等については、その本所（本社・本店）となる事業所に対して、調査票の配布は総務省及び経済産業省が郵送により行い、収集は市区、都道府県、総務省、経済産業省の担当区分に応じて、オンライン又は郵送により行った。

また、特定の単独事業所（純粋持株会社、不動産投資法人及び資本金1億円以上の事業所）及び新設事業所については、総務省及び経済産業省が、調査票の配布は郵送により行い、収集はオンライン又は郵送により行った。

ア 市区による調査

同一市区内に全事業所を有する従業者数30人未満の企業等の事業所（ウに掲げるものを除く。）

・総務省及び経済産業省 — 都道府県 — 市区 — 調査事業所

イ 都道府県による調査

同一都道府県内に本所及び支所となる事業所の大半を有する従業者数30人未満の企業等の事業所（ア及びウに掲げるものを除く。）

・総務省及び経済産業省 — 都道府県 — 調査事業所

ウ 総務省及び経済産業省による調査

複数の都道府県に本所及び支所となる事業所を有する企業等の事業所、従業者数30人以上の企業等の事業所並びに総務大臣及び経済産業大臣が定めた事業所並びに東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣及び経済産業大臣が定めた調査区内の単独事業所及び新設事業所

・総務省及び経済産業省 — 調査事業所

2 集計の概要

(1) 集計対象

本報告書は、活動調査の調査結果において、産業大分類「I-卸売業、小売業」に格付けられた事業所のうち、以下の全てに該当する事業所について集計した。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと。
- ・「事業別売上（収入）金額」の「卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「小売の商品販売額」を合算したものに金額が有り、かつ産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること。

(2) 数値の定義

- ① 本報告書は、「卸売業、小売業」の事業所について集計した確報結果である。このため、速報値である平成 29 年 6 月 28 日に公表した「平成 28 年経済センサス - 活動調査 速報集計結果〈宮城県の概要〉」の「卸売業、小売業」の結果とは異なっている。
- ② 「年間商品販売額」は平成 27 年 1 年間、「事業所数」、「従業者数」等の経理事項以外の事項は平成 28 年 6 月 1 日現在の数値である。
- ③ 「年間商品販売額」の産業分類別数値については、十万円単位で四捨五入を行い百万円単位での金額表示をしているため、数値の積み上げが合計値と必ずしも一致しない。
- ④ 「個人」には「法人でない団体」を含む。
- ⑤ 従業者数は「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。
- ⑥ 「年間商品販売額」については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。
- ⑦ 調査票の欠測値や回答内容の矛盾などについて精査し、平成 24 年経済センサス - 活動調査、平成 26 年経済センサス - 基礎調査、平成 26 年商業統計調査及び報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。

3 事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付け）方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法

① 取扱商品が単品の場合

活動調査の卸売業及び小売業で用いる商品分類番号（以下「商品分類番号」という。※）の 4 桁で産業細分類を決定する。

※「商品分類番号」は、日本標準産業分類を参考として商業統計の産業格付を行うために設定（活動調査では 4 桁、商業統計調査では 5 桁）したものである。4 桁分類については、11 ページの別表 1「商品分類一覧表」を参照。

② 取扱商品が複数の場合

ア 卸売の商品販売額（仲立手数料を除く。）と小売の商品販売額を比較し、いずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定する。

イ 商品分類番号上位 2 桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位 2 桁によって、産業中分類（2 桁分類）を決定し、その決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位 3 桁、上位 4 桁の順に分類し、産業細分類（4 桁分類）を格付けする。

(2) 特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業（従業者が常時 100 人以上のもの）」、「その他の各種商品卸売業」及び「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」及び「無店舗小売業」については、以下の方法で格付けを行っている。

※個人経営調査票については、『主な事業の種類又は事業所の形態等』を格付の参考としている。

① 卸売業

ア 「5011 各種商品卸売業（従業者が常時 100 人以上のもの）」

表 1 の財別（生産財、資本財及び消費財）の 3 財にわたる商品を卸売りし、各財の販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く。）の 10%以上で、従業者が 100 人以上の事業所

イ 「5019 その他の各種商品卸売業」

表 1 の財別（生産財、資本財及び消費財）の 3 財にわたる商品を卸売りし、商品分類番号上位 3 桁の販売額で分類集計した販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く。）の 50%未満で、従業者が 100 人未満の事業所

表 1 財別と商品分類

財別	商品分類番号 上位 3 桁	以下の産業分類に属する品目
生産財	511	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
	532	化学製品卸売業
	533	石油・鉱物卸売業
	534	鉄鋼製品卸売業
	535	非鉄金属卸売業
	536	再生資源卸売業
資本財	531	建築材料卸売業
	541	産業機械器具卸売業
	542	自動車卸売業
	543	電気機械器具卸売業
	549	その他の機械器具卸売業
消費財	512	衣服卸売業
	513	身の回り品卸売業
	521	農畜産物・水産物卸売業
	522	食料・飲料卸売業
	551	家具・建具・じゅう器等卸売業
	552	医薬品・化粧品等卸売業
	553	紙・紙製品卸売業
	559	他に分類されない卸売業

なお、上記ア、イについて、生産財、資本財及び消費財の 3 財にわたる商品を扱っていても、生産財の商品分類番号が「536」（再生資源卸売業に属する品目）のみ、または、消費財の商品分類番号が「559」（他に分類されない卸売業に属する品目）のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとする。

ウ 「5598 代理商、仲立業」

卸売の商品販売額（仲立手数料を除く。）と仲立手数料を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商、仲立業」に格付けする。

② 小売業

ア 「5611 百貨店、総合スーパー」

表 2 の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売りし、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の 10%以上 70%未満で、従業者が 50 人以上の事業所

イ 「5699 その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）」

表 2 の「衣」，「食」及び「他」にわたる商品を小売りし，「衣」，「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の 50% 未満で，従業者が 50 人未満の事業所

表 2 「衣」，「食」及び「他」と商品分類

衣・食・他別	商品分類番号 上位 2 桁	以下の産業分類に属する品目
衣	57	織物・衣服・身の回り品小売業
食	58	飲食料品小売業
他	59	機械器具小売業
	60	その他の小売業

ウ 「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち，表 3 の商品分類番号上位 3 桁で分類集計した小売販売額が 3 つ以上あり，そのいずれもが商品分類番号「58」（飲食料品小売業に属する品目）の総額の 50% に満たない事業所

表 3 飲食料品小売業と商品分類

産業分類	商品分類番号 上位 3 桁	以下の産業分類に属する品目
58 飲食料品小売業	582	野菜・果実小売業
	583	食肉小売業
	584	鮮魚小売業
	585	酒小売業
	586	菓子・パン小売業
	589	その他の飲食料品小売業

エ 「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち，セルフサービス方式を採用し，売場面積が 30 m² 以上 250 m² 未満で，営業時間が 14 時間以上の事業所

オ 「6031 ドラッグストア」

小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち，以下のいずれかの事業所

- ・ セルフサービス方式を採用しており，一般用医薬品を小売りしている事業所
- ・ セルフサービス方式を採用しており，「店舗形態」において「ドラッグストア」を選択した事業所

カ 「6091 ホームセンター」

中分類「60 その他の小売業」に格付けされた事業所のうち，以下のいずれかの事業所

- ・ セルフサービス方式を採用し，売場面積が 500 m² 以上で，金物，荒物，苗・種子のいずれかを小売りしている事業所
- ・ セルフサービス方式を採用し，売場面積が 500 m² 以上で，「店舗形態」において「ホームセンター」を選択した事業所

キ 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」

商品分類番号「6092」（たばこ・喫煙具専門小売業に属する品目）の販売額が小売販売総額の 90% 以上の事業所

ク 「61 無店舗小売業」

販売形態の店頭販売の割合が 0% 及び売場面積が 0 m² の事業所

4 用語の解説

(1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

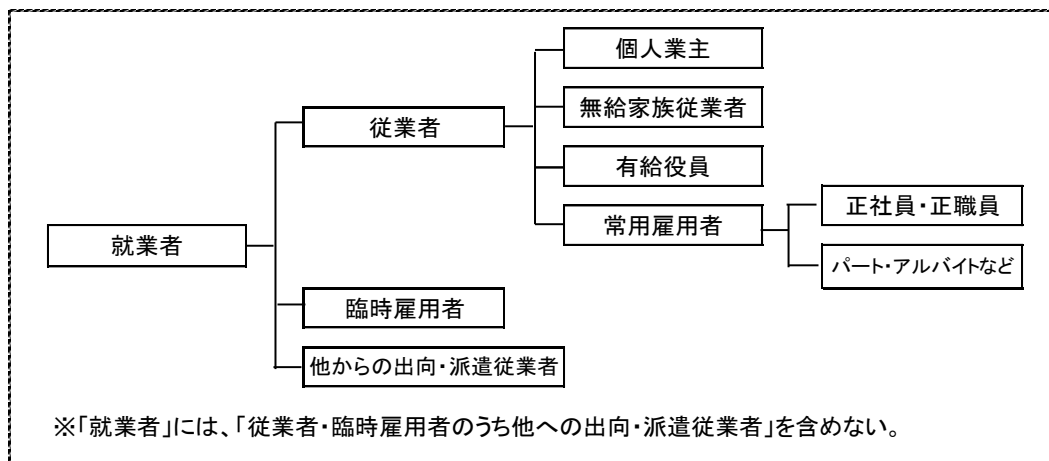
主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む。）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）
例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。
なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業〔大分類E〕に分類される。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所など）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所
官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 従業者及び就業者

平成 28 年 6 月 1 日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」，「無給家族従業者」，「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいう。



① 個人業主

個人経営の事業主で実際に事業所を経営している人をいう。

② 無給家族従業者

個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している人をいう。

③ 有給役員

法人、団体の役員（常勤，非常勤を問わない）で給与を受けている人をいう。

なお、重役や理事であっても、事務職員，労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

④ 常用雇用者

以下のア，イをいい、「正社員・正職員」，「パート・アルバイトなど」に分けられる。

ア 事業所に常時雇用されている人

イ 期間を定めずに雇用されている人又は 1 か月以上の期間を定めて雇用されている人

⑤ 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」，「正職員」として処遇されている人をいう。

なお、取締役，理事などの役員のうち、常時勤務して一般職員と同じ給与規則によって給与の支払を受けている人も含む。

⑥ パート・アルバイトなど

常用雇用者のうち、一般に「正社員」，「正職員」として処遇されている人以外で、例えば、「契約社員」，「嘱託」，「パートタイマー」，「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている人をいう。

⑦ 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で 1 か月未満の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている人をいう。

⑧ 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所にきて働いている人をいう。

- ⑨ 従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者
従業者及び臨時雇用者のうち、労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。
- ⑩ パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数
パート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したもの。

(5) 年間商品販売額

平成27年1月1日から平成27年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出した。ただし、個人経営の事業所については、卸売の商品販売額に仲立手数料を含む。

(6) 商品販売形態（法人組織の小売業のみ）

区分は、次のとおり。

なお、商品販売形態区分（法人組織の小売業のみ）年間商品販売額については、調査票の「小売販売額の商品販売形態別割合」をもとに計算した。計算値は、事業所ごとに小数点以下第1位で四捨五入を行い積み上げた結果を、更に四捨五入を行って百万円単位で表示しているため、小売計と商品販売形態区分の積み上げ値は一致しない場合がある。

- ① 店頭販売
店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞き及び自動車等の移動販売も含む。
- ② 訪問販売
訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。仮設会場での展示販売も含む。
- ③ 通信・カタログ販売
カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。
- ④ インターネット販売
インターネットにより購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。
- ⑤ 自動販売機による販売
卸売業、小売業の事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。
- ⑥ その他
生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

(7) 業態分類

区分は、13ページの別表2「業態分類表」を参照。

(8) 売場面積（法人組織の小売業のみ）

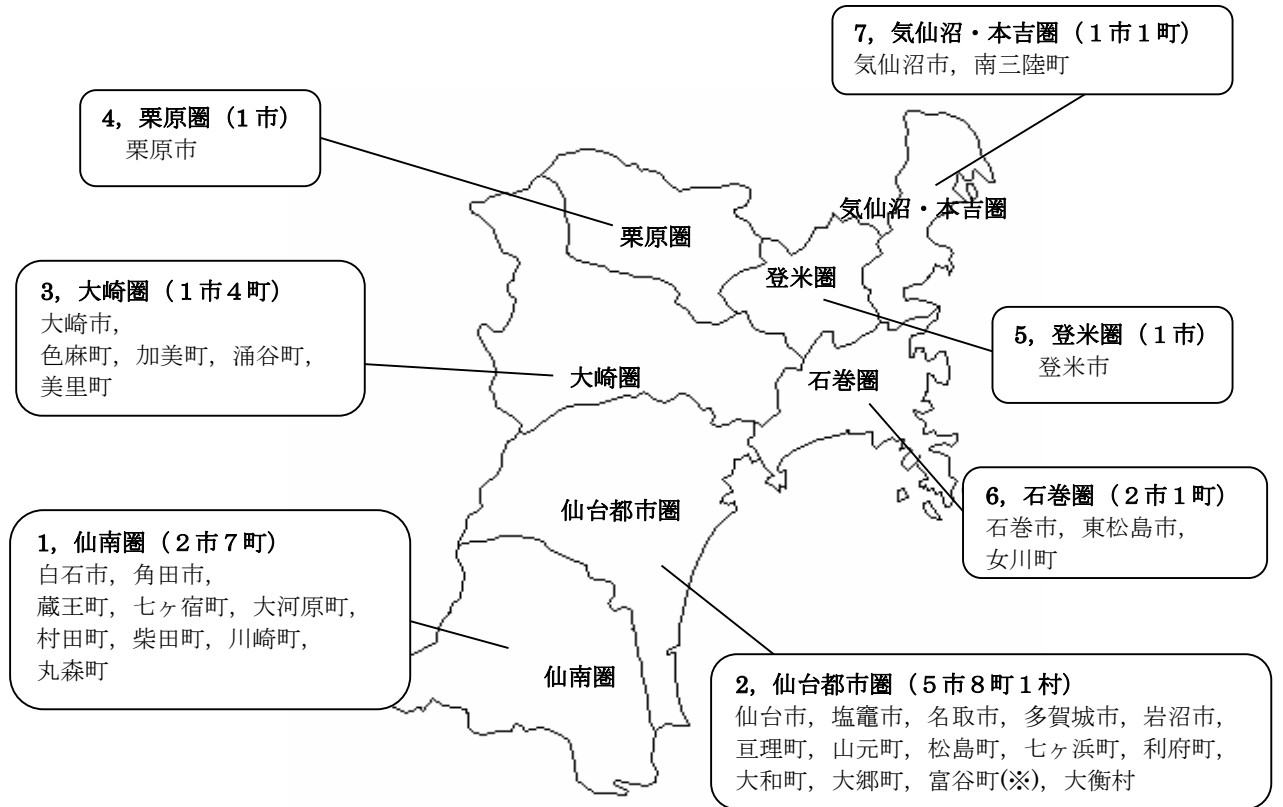
平成28年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く。）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

5 広域圏及び沿岸部・内陸部の区分

本文、表及びグラフ中の「広域圏」及び「沿岸部・内陸部」の区分は次のとおりである。

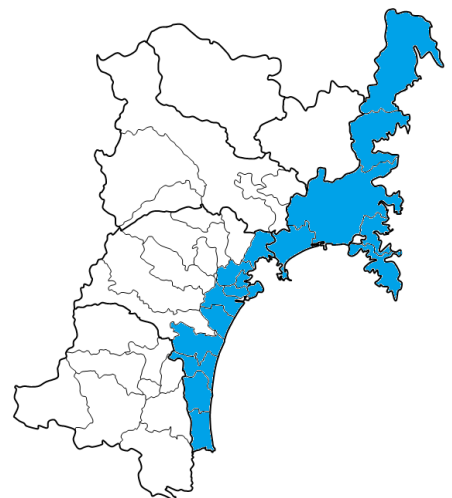
《広域圏》



※富谷市は、調査期日(平成28年6月1日)時点でとらえ富谷町としている

《沿岸部・内陸部》

区分	市区町村名
沿岸部	仙台市(宮城野区, 若林区), 石巻市, 塩竈市, 気仙沼市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 東松島市, 亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 女川町, 南三陸町(2区14市町)
内陸部	上記市区町以外(3区20市町村)



6 留意事項

(1) 各表中の符号の用法は次のとおりである。

「－」は、皆無、又は該当数値がないもの。

「0」及び「0.0」は、増減なし、又は端数四捨五入による単位未満のもの。

「△」は、減少を示すもの。

「x」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れる恐れがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。さらに平成28年が秘匿する必要がない箇所であっても、増減比較する対象年次が秘匿であった場合、増減額及び増減率を「x」とした。

(2) 数値の単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入している。

(3) 本報告書の数値は、本県独自の集計によりとりまとめたもので、経済産業省が公表する数値との相違があり得る。

(4) 本報告書に掲載された数値を他に転載する場合は「宮城県の商業（平成28年経済センサス-活動調査 産業別集計結果）」による旨を明記されたい。

問合せ先

宮城県 震災復興・企画部 統計課 商工経済班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話 022-211-2457

統計課ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/>

※この報告書に記載されている内容は、宮城県のホームページにも掲載されております。

※なお、全国の集計・データについては、総務省統計局又は経済産業省のホームページをご覧ください。

（総務省統計局）<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/gaiyo.html>

（経済産業省）<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/index.html>

別表1 「商品分類一覧表（4桁）」

（1）卸売部門の商品分類一覧

	分類番号	商品名		分類番号	商品名		分類番号	商品名	
繊維品	5111	繊維原料	建築材料	5311	木材・竹材	電気機械器具	5431	家庭用電気機械器具	
	5112	糸		5312	セメント		5432	電気機械器具（家庭用電気機械器具を除く）	
	5113	織物（室内装飾繊維品を除く）		5313	板ガラス	その他の機械器具		5491	輸送用機械器具（自動車を除く）
衣服	5121	男子服		5314	建築用金属製品（建築用金属を除く）		5492	計量器・理化学機械器具・光学機械器具等	
	5122	婦人・子供服		5319	他の建築材料			5493	医療用機械器具（歯科用機械器具を含む）
	5123	下着類	化学製品		5321		塗料		家具・建具・じゅう器等
	5129	他の衣服		5322	プラスチック		5512	荒物	
身の回り品	5131	寝具類	5329	他の化学製品	5513	畳			
	5132	靴・履物	石油・鉱物	5331	石油	5514	室内装飾繊維品		
	5133	かばん・袋物		5332	鉱物（石油を除く）	5515	陶磁器・ガラス器		
	5139	他の身の回り品	鉄鋼製品	5341	鉄鋼粗製品	5519	他のじゅう器		
農畜産物・水産物	5211	米麦		5342	鉄鋼一次製品	医薬品・化粧品等	5521	医薬品	
	5212	雑穀・豆類		5349	他の鉄鋼製品		5522	医療用品	
	5213	野菜	金非鉄	5351	非鉄金属地金	5523	化粧品		
	5214	果実		5352	非鉄金属製品	5524	合成洗剤		
	5215	食肉	再生資源	5361	空瓶・空缶等空容器	紙・紙製品	5531	紙	
	5216	生鮮魚介		5362	鉄スクラップ		5532	紙製品	
	5219	他の農畜産物・水産物		5363	非鉄金属スクラップ	その他		5591	金物
食料・飲料	5221	砂糖・味そ・しょう油		5364	古紙		5592	肥料・飼料	
	5222	酒類	5369	他の再生資源産	5593		スポーツ用品		
	5223	乾物	産業用機械器具	5411	農業用機械器具		5594	娯楽用品・がん具	
	5224	菓子・パン類		5412	建設機械・鉱山機械		5595	たばこ	
	5225	飲料（牛乳を除く・茶類飲料を含む）		5413	金属加工機械	5596	ジュエリー製品		
	5226	茶類		5414	事務用機械器具	5597	書籍・雑誌		
	5227	牛乳・乳製品	5419	他の産業機械器具	5599	その他			
	5229	他の食料・飲料	自動車	5421	自動車（二輪自動車を含む）				
		5422		自動車部分品・附属品（中古品を除く）					
		5423		自動車中古部品					

(2) 小売部門の商品分類一覧

	分類番号	商 品 名
織物・衣服・身の回り品	5711	呉服・服地
	5712	寝具
	5721	男子服
	5731	婦人服
	5732	子供服
	5741	靴
	5742	履物（靴を除く）
	5791	かばん・袋物
	5792	下着類
	5793	洋品雑貨・小間物
5799	他の衣服・身の回り品	
飲 食 料 品	5821	野菜
	5822	果実
	5831	食肉
	5832	卵・鳥肉
	5841	鮮魚
	5851	酒
	5861	菓子（製造）
	5862	菓子（非製造）
	5863	パン（製造）
	5864	パン（非製造）
	5892	牛乳
	5893	飲料（牛乳を除く・茶類飲料を含む）
	5894	茶類
	5895	料理品（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）
	5896	米穀類
	5897	豆腐・かまぼこ等加工食品
	5898	乾物
5899	他の飲食料品	
自動車・自転車	5911	自動車（新車）
	5912	自動車（中古）
	5913	自動車部分品・附属品
	5914	二輪自動車
	5921	自転車
機械器具	5931	電気機械器具（中古品を除く）
	5932	電気事務機械器具（中古品を除く）
	5933	中古電気製品
	5939	他の機械器具

	分類番号	商 品 名
そ の 他	6011	家具
	6012	建具
	6013	畳
	6014	宗教用具
	6021	金物
	6022	荒物
	6023	陶磁器・ガラス器
	6029	他のじゅう器
	6032	一般用医薬品
	6033	医療用医薬品
	6034	化粧品
	6041	農業用機械器具
	6042	苗・種子
	6043	肥料・飼料
	6051	燃料（ガソリンスタンド）
	6052	燃料（ガソリンスタンドを除く）
	6061	書籍・雑誌（古本を除く）
	6062	古本
	6063	新聞
	6064	紙・文房具
	6071	スポーツ用品
	6072	がん具・娯楽用品
	6073	楽器
	6081	写真機・写真材料
	6082	時計・眼鏡・光学機械
	6092	たばこ・喫煙具
	6093	花・植木
	6094	建築材料
	6095	ジュエリー製品
6096	ペット・ペット用品	
6097	骨とう品	
6099	その他	

別表2 「業態分類表」

区 分	取扱商品（注2）	売 場 面 積	営業時間	備 考
1 百貨店				産業分類 「561百貨店, 総合スーパー」とは、衣、食、他（＝住）にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業者が50人以上の事業所をいう。
1 大型百貨店	産業分類「561百貨店, 総合スーパー」に格付けされた事業所	3000㎡以上（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上）		
2 その他の百貨店		3000㎡未満（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満）		
2 総合スーパー				
1 大型総合スーパー		3000㎡以上（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上）		
2 中型総合スーパー		3000㎡未満（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満）		
3 専門スーパー				
1 衣料品スーパー	衣が70%以上	250㎡以上		
2 食料品スーパー	食が70%以上			
3 住関連スーパー	住が70%以上			
うちホームセンター	産業分類「6091ホームセンター」に格付けされた事業所			
4 コンビニエンスストア	飲食料品を扱っていること		14時間以上	「飲食料品」とは、商品分類番号の上位2桁が58のものを用いる。産業分類「5891コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」以外も含む。
うち終日営業店			終日営業	
5 広義ドラッグストア	以下のいずれかに該当する事業所・産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所・「603医薬品・化粧品」を小売販売額全体の25%以上取扱い、かつ、「60321一般医薬品」を扱っている事業所			産業分類「6031ドラッグストア」とは、産業分類「603医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用しており、「60321一般用医薬品」を扱っている事業所をいう。
うちドラッグストア	産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所			
6 その他のスーパー	2, 3, 4, 5以外のセルフ店			
うち各種商品取扱店（注3）				
7 専門店				
1 衣料品専門店	571, 572, 573, 574, 5791, 5792, 5793, 5799 のいずれかが90%以上			
2 食料品専門店	582, 583, 584, 585, 586, 5892, 5893, 5894, 5895, 5896, 5897, 5898, 5899 のいずれかが90%以上			
3 住関連専門店	5911, 5912, 5913, 5914, 592, 593, 601, 602, 6032, 6033, 6034, 604, 605, 606, 607, 6081, 6082, 6092, 6093, 6094, 6095, 6096, 6097, 6098, 6099 のいずれかが90%以上			

8	家電大型専門店	産業分類「5931 機械器具小売業」又は「5932 電気事務機械器具小売業」に格付けされた事業所	500 m ² 以上		
9	中心店				
	1 衣料品中心店	衣が50%以上（1、7、8、11に該当する小売店を除く）			
	2 食料品中心店	食が50%以上（1、7、8、11に該当する小売店を除く）			
	3 住関連中心店	住が50%以上（1、7、8、11に該当する小売店を除く）			
10	その他の小売店	1, 7, 8, 9, 11 以外の非セルフ店			
	うち各種商品取扱店（注3）				
11	無店舗販売（注4）	訪問販売＋通信・カタログ販売＋インターネット販売＋自動販売機による販売が100%	0 m ²		
	うち通信・カタログ販売、インターネット販売	無店舗販売のうち、通信・カタログ販売＋インターネット販売が80%以上			

（注1）「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

（注2）「取扱商品等」欄の3桁及び4桁の番号は、商品分類番号である。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣（57）、食（58）、住（59、60）に分類して集計したものをいう。

（注3）「各種商品取扱店」とは、「569 その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストア及び広義のドラッグストアの定義に該当しない事業所であって、「6. その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「10. その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。

（注4）産業分類「61 無店舗小売業」とは、販売形態のうち店頭販売の割合が0%及び売場面積が0 m²の事業所をいい、業態分類「11. 無店舗販売」の事業所数等とは一致しない。